

(2) 地域別基準

1) 第1種地域(自然環境地域)

① 自家用広告物

表示面積の合計	10㎡以下(自己の氏名、店名等以外の表示は5㎡以下)
数量	3枚(基、個)以下
その他の表示方法	①建築物の壁面からの突出禁止 ②ネオンサイン等の使用禁止かつ光源の点滅禁止
その他の基準	許可の共通基準(P.7参照)及び壁面利用広告、庇利用広告、自己敷地内建植え広告(数量)、垣・塀利用広告、アドバルーン、広告旗、置看板・立看板の個別基準に適合していること

② 自家用及び非自家用屋外広告物の個別基準

色彩基準	規制色を使用する地色部分の面積は表示面の面積の1/3以下	
① 屋上利用広告	設置禁止	
② 壁面利用広告	表示面積の合計	①1枚当たり5㎡以下、壁面の1/5以下 (LEDサインを使用する場合は、その表示面積に4を乗じて得た面積が壁面の1/5以下) ②広告幕は長さ15m以下(懸垂幕は12m以下)、幅1.5m以下
	地上からの高さ	12m以下(高さが12mを超える建築物で市長が特に認める場合は、建築物の高さ以下)
③ 壁面突出広告	地上からの高さ	12m以下(高さが12mを超える建築物で市長が特に認める場合は、建築物の高さ以下)
	道路面からの高さ	4.5m以上(歩道2.5m以上)
④ 庇利用広告	その他表示方法	①壁面の外郭線からの突出禁止 ②窓・開口部はふさがないこと(広告幕は除く) ③同一意匠は1壁面に1個(枚)
	建築物からの幅	建築物から1.5m以下、道路境界線から1m以下
⑤ 地上からの高さ	地上からの高さ	12m以下(高さが12mを超える建築物で市長が特に認める場合は、建築物の高さ以下)
	道路面からの高さ	4.5m以上(歩道2.5m以上)
⑥ その他表示方法	その他表示方法	・壁面上端を超える突出禁止 ・広告物の表示面以外の面は、金属等で被覆し、露出させないこと ・交通信号機から10m以内でネオン管の露出しているネオンサイン又はLEDサインの使用禁止かつ光源の点滅禁止
	表示面積の合計	5㎡以下
⑦ 広告物の高さ	広告物の高さ	3m以下、地上から設置箇所までの高さの1/3以下
	その他表示方法	屋根を超えて突出させないこと
⑧ 庇利用広告	表示面積の合計	5㎡以下
	広告物の高さ	3m以下、地上から設置箇所までの高さの1/3以下
⑨ その他表示方法	その他表示方法	屋根を超えて突出させないこと
	表示面積の合計	5㎡以下

⑤ 自己敷地内建植え広告	1方向の表示面積	5㎡以下		
	数量	2基以下		
⑥ 自己敷地外建植え広告(野立広告物)	地上からの高さ	5m以下		
	設置禁止			
⑦ 道標・案内図板等	1方向の表示面積	道標	1㎡以下	
		案内図板	3㎡以下	
⑧ 案内誘導広告	1方向の表示面積	説明板	2㎡以下	
		その他	3㎡以下	
⑨ 自己敷地外建植え	地上からの高さ	相互距離	5m以上	
		掲出場所	交通信号機・踏切からの距離5m以上	
⑩ その他	その他	その他	①寄贈者名等表示部分の表示面の面積に対する割合1/5以下 ②ネオンサイン等の使用禁止かつ光源の点滅禁止	
		その他の基準	許可の共通基準(P.7参照)及び壁面利用広告、壁面突出広告、庇利用広告、電柱利用広告、バス停留所標識利用広告、消火栓標識利用広告、垣・塀利用広告、置看板・立看板の個別基準に適合していること	
⑪ 1方向の表示面積	5㎡以下	その他の基準	許可の共通基準(P.7参照)及び壁面利用広告、壁面突出広告、庇利用広告、電柱利用広告、バス停留所標識利用広告、消火栓標識利用広告、垣・塀利用広告、置看板・立看板の個別基準に適合していること	
		その他の基準	許可の共通基準(P.7参照)及び壁面利用広告、壁面突出広告、庇利用広告、電柱利用広告、バス停留所標識利用広告、消火栓標識利用広告、垣・塀利用広告、置看板・立看板の個別基準に適合していること	
⑫ 1方向の表示面積	2㎡以下(集合案内誘導広告物を除く)	数量	案内しようとする施設等につき5基以下	
		横の長さ	2m以下	
⑬ 地上からの高さ	3m以下(市長が特にやむを得ないと認める場合又は集合看板は5m以下)	誘導距離	案内誘導しようとする施設から10km以内	
		相互距離	5m以上	
⑭ 掲出場所	①交通信号機・踏切からの距離5m以上 ②田園沿道区域は設置禁止(P.3参照)	掲出場所	①交通信号機・踏切からの距離5m以上 ②田園沿道区域は設置禁止(P.3参照)	
		その他表示方法	①名称、事業内容、方向、距離等案内誘導のための必要最小限の事項を表示すること ②方向、距離等、誘導に係る表示部分の表示面の面積に対する割合1/4以上 ③ネオンサイン等の使用禁止かつ光源の点滅禁止 ④集合案内誘導広告は、形状、面積、材料、色彩、意匠等を原則として統一すること	
⑮ 案内誘導	案内しようとする施設等につき5基以下	誘導距離	案内誘導しようとする施設から10km以内	
		相互距離	5m以上	
⑯ 掲出場所	①交通信号機・踏切からの距離5m以上 ②田園沿道区域は設置禁止(P.3参照)	掲出場所	①交通信号機・踏切からの距離5m以上 ②田園沿道区域は設置禁止(P.3参照)	
		その他表示方法	①名称、事業内容、方向、距離等案内誘導のための必要最小限の事項を表示すること ②方向、距離等、誘導に係る表示部分の表示面の面積に対する割合1/4以上 ③ネオンサイン等の使用禁止かつ光源の点滅禁止 ④集合案内誘導広告は、形状、面積、材料、色彩、意匠等を原則として統一すること	
⑰ 案内誘導	案内しようとする施設等につき5基以下	誘導距離	案内誘導しようとする施設から10km以内	
		相互距離	5m以上	
⑱ 掲出場所	①交通信号機・踏切からの距離5m以上 ②田園沿道区域は設置禁止(P.3参照)	掲出場所	①交通信号機・踏切からの距離5m以上 ②田園沿道区域は設置禁止(P.3参照)	
		その他表示方法	①名称、事業内容、方向、距離等案内誘導のための必要最小限の事項を表示すること ②方向、距離等、誘導に係る表示部分の表示面の面積に対する割合1/4以上 ③ネオンサイン等の使用禁止かつ光源の点滅禁止 ④集合案内誘導広告は、形状、面積、材料、色彩、意匠等を原則として統一すること	
⑲ 案内誘導	案内しようとする施設等につき5基以下	誘導距離	案内誘導しようとする施設から10km以内	
		相互距離	5m以上	
⑳ 掲出場所	①交通信号機・踏切からの距離5m以上 ②田園沿道区域は設置禁止(P.3参照)	掲出場所	①交通信号機・踏切からの距離5m以上 ②田園沿道区域は設置禁止(P.3参照)	
		その他表示方法	①名称、事業内容、方向、距離等案内誘導のための必要最小限の事項を表示すること ②方向、距離等、誘導に係る表示部分の表示面の面積に対する割合1/4以上 ③ネオンサイン等の使用禁止かつ光源の点滅禁止 ④集合案内誘導広告は、形状、面積、材料、色彩、意匠等を原則として統一すること	

2) 第2種地域(歴史環境地域:重要伝統的建造物群保存地区)

① 自家用広告物

表示面積の合計	10㎡以下(自己の氏名、店名等以外の表示は7㎡以下)
数 量	4枚(基、個)以下
その他の表示方法	①ネオンサイン等の使用禁止(建築物を利用するもので、ネオン管の露出していないもの又はLEDサインを使用しないものを除く) ②光源の点滅禁止
その他の基準	許可の共通基準(P.7参照)及び壁面利用広告、壁面突出広告、庇利用広告、自己敷地内建植え広告(数量)、垣・塀利用広告、アドバルーン、広告旗、置看板・立看板の個別基準に適合していること

② 自家用及び非自家用屋外広告物の個別基準

色彩基準	規制色を使用する地色部分の面積は表示面の面積の1/5以下	
① 屋上利用広告	設置禁止	
② 壁面利用広告	表示面積の合計	①1枚当たり5㎡以下、壁面の1/5以下(LEDサインを使用する場合は、その表示面積に4を乗じて得た面積が壁面の1/5以下) ②広告幕は長さ1.5m以下(懸垂幕は1.2m以下)、幅1.5m以下
	地上からの高さ	1.2m以下(高さが1.2mを超える建築物で市長が特に認める場合は、建築物の高さ以下)
③ 壁面突出広告	地上からの高さ	1.2m以下(高さが1.2mを超える建築物で市長が特に認める場合は、建築物の高さ以下)
	道路面からの高さ	4.5m以上(歩道2.5m以上)
④ 庇利用広告	その他表示方法	①壁面の外郭線からの突出禁止 ②窓・開口部はふさがらないこと(広告幕は除く) ③同一意匠は1壁面に1個(枚)
	表示面積の合計	5㎡以下
⑤ 自己敷地内建植え広告	広告物の高さ	3m以下、地上から設置箇所までの高さの1/3以下
	その他表示方法	屋根を超えて突出させないこと

⑤ 自己敷地内建植え広告	1方向の表示面積	5㎡以下		
	数 量	2基以下		
⑥ 自己敷地外建植え広告(野立広告物)	地上からの高さ	5m以下		
	設置禁止			
⑦ 道標・案内図板等	1方向の表示面積	道 標	2㎡以下	
		案 内 図 板	6㎡以下	
		説 明 板	4㎡以下	
		そ の 他	6㎡以下	
⑧ 案内誘導広告	自己敷地外建植え	地上からの高さ	3m以下	
	相互距離	5m以上		
⑧ 案内誘導広告	その他基準	掲出場所	交通信号機・踏切からの距離5m以上	
		その他	①寄贈者名等表示部分の表示面の面積に対する割合1/5以下 ②ネオンサイン等の使用禁止かつ光源の点滅禁止	
⑧ 案内誘導広告	その他基準	その他基準	許可の共通基準(P.7参照)及び壁面利用広告、壁面突出広告、庇利用広告、電柱利用広告、バス停留所標識利用広告、消火栓標識利用広告、垣・塀利用広告、置看板・立看板の個別基準に適合していること	
		1方向の表示面積	5㎡以内	
⑧ 案内誘導広告	その他基準	その他基準	許可の共通基準(P.7参照)及び壁面利用広告、壁面突出広告、庇利用広告、電柱利用広告、バス停留所標識利用広告、消火栓標識利用広告、垣・塀利用広告、置看板・立看板の個別基準に適合していること	
		1方向の表示面積	①2㎡以下(集合案内誘導広告物を除く) ②集合案内誘導広告物にあっては、1方向の表示面の面積の合計は8㎡以下かつ一つの施設等への案内誘導に係るもの一方の表示面の面積は1㎡以下	
⑧ 案内誘導広告	自己敷地外建植え	数 量	案内しようとする施設等につき5基以下	
		横の長さ	2m以下	
⑧ 案内誘導広告	自己敷地外建植え	地上からの高さ	3m以下(市長が特にやむを得ないと認める場合又は集合看板は5m以下)	
		誘導距離	案内誘導しようとする施設から1.0km以内	
⑧ 案内誘導広告	自己敷地外建植え	相互距離	5m以上	
		掲出場所	①交通信号機・踏切からの距離5m以上 ②田園沿道区域は設置禁止(P.3参照)	
⑧ 案内誘導広告	自己敷地外建植え	その他表示方法	①名称、事業内容、方向、距離等案内誘導のための必要最小限の事項を表示すること ②方向、距離等、誘導に係る表示部分の表示面の面積に対する割合1/4以上 ③ネオンサイン等の使用禁止かつ光源の点滅禁止 ④集合案内誘導広告は、形状、面積、材料、色彩、意匠等を原則として統一すること	
		案内誘導に係る表示部分の面積は表示面の面積の1/4以上		

3) 第3種地域(歴史環境地域:歴史地区等)

① 自家用広告物

表示面積の合計	15㎡以下(自己の氏名、店名等以外の表示は7㎡以下)
数 量	4枚(基、個)以下
その他の表示方法	①ネオンサイン等の使用禁止(建築物を利用するもので、ネオン管の露出していないもの又はLEDサインを使用しないものを除く) ②光源の点滅禁止
その他の基準	許可の共通基準(P.7)及び壁面利用広告、壁面突出広告、庇利用広告、自己敷地内建植え広告(数量)、垣・塀利用広告、アドバルーン、広告旗、置看板・立看板の個別基準に適合していること

② 自家用及び非自家用屋外広告物の個別基準

色彩基準	規制色を使用する地色部分の面積は表示面の面積の1/3以下(1枚当たり3㎡未満は除く)	
① 屋上利用 広 告	1方向の表示面積	7㎡以下
	広告物の高さ	3m以下、地上から設置箇所までの高さの1/2以下
	地上からの高さ	16m以下(高さ12mを超える建築物で市長が特に認める場合は、建築物の高さに3mを加えた高さ以下)
	掲出場所	①屋上構造物の壁面に限る ②木造建築物は設置禁止
その他の表示方法	①建築物(屋上構造物を除く)の壁面の延長面から突出禁止 ②支柱及び骨組みが露出しないようルーバーなどにより遮蔽すること ③ネオン管の露出しているネオンサイン又はLEDサインの使用禁止かつ光源の点滅禁止	
② 壁面利用 広 告	表示面積の合計	①1枚当たり7㎡以下、壁面の1/5以下 (LEDサインを使用する場合は、その表示面積に4を乗じて得た面積が壁面の1/5以下) ②広告幕は長さ15m以下(懸垂幕は12m以下)、幅1.5m以下
	地上からの高さ	12m以下(高さ12mを超える建築物で市長が特に認める場合は、建築物の高さ以下)
	その他の表示方法	①壁面の外郭線からの突出禁止 ②窓・開口部はふさがれないこと(広告幕を除く) ③同一意匠は1壁面に1個(枚)
③ 壁面突出 広 告	建築物からの出幅	建築物から1.5m以下、道路境界線から1m以下
	地上からの高さ	12m以下(高さ12mを超える建築物で市長が特に認める場合は、建築物の高さ以下)
	道路面からの高さ	4.5m以上(歩道2.5m以上)
	その他の表示方法	<ul style="list-style-type: none"> 壁面上端を超える突出禁止 広告物の表示面以外の面は、金属等で被覆し、露出させないこと 交通信号機から10m以内でネオン管の露出しているネオンサイン又はLEDサインの使用禁止かつ光源の点滅禁止

④ 庇利用 広 告			<table border="1"> <tr> <td>表示面積の合計</td> <td>5㎡以下</td> </tr> <tr> <td>広告物の高さ</td> <td>3m以下、地上から設置箇所までの高さの1/3以下</td> </tr> <tr> <td>その他の表示方法</td> <td>屋根を超えて突出させないこと</td> </tr> </table>	表示面積の合計	5㎡以下	広告物の高さ	3m以下、地上から設置箇所までの高さの1/3以下	その他の表示方法	屋根を超えて突出させないこと			
	表示面積の合計	5㎡以下										
広告物の高さ	3m以下、地上から設置箇所までの高さの1/3以下											
その他の表示方法	屋根を超えて突出させないこと											
<p>※ 庇利用広告とは、建築物の1階の屋根、軒又は庇に設置する広告物をいいます。</p>												
⑤ 自己敷地内 建植え広告	1方向の表示面積	7㎡以下										
	数 量	2基以下										
	地上からの高さ	7m以下										
その他の表示方法	地上からの高さが5mを超える場合は、ネオン管の露出しているネオンサイン又はLEDサインの使用禁止かつ点滅が急速なものの禁止											
⑥ 自己敷地外建植え広告(野立広告物) 設置禁止												
⑦ 道標・案内 図板等	1方向の表示面積	<table border="1"> <tr> <td>道 標</td> <td>2㎡以下</td> </tr> <tr> <td>案 内 図 板</td> <td>6㎡以下</td> </tr> <tr> <td>説 明 板</td> <td>4㎡以下</td> </tr> <tr> <td>そ の 他</td> <td>6㎡以下</td> </tr> </table>	道 標	2㎡以下	案 内 図 板	6㎡以下	説 明 板	4㎡以下	そ の 他	6㎡以下	◇案内図板	1方向の表示面積6㎡以下
	道 標	2㎡以下										
	案 内 図 板	6㎡以下										
	説 明 板	4㎡以下										
そ の 他	6㎡以下											
自己敷地外建植え	地上からの高さ	3m以下										
相互距離	5m以上											
掲出場所	交通信号機・踏切からの距離5m以上											
その他の基準	その他の表示方法	①寄贈者名等表示部分の表示面の面積に対する割合1/5以下 ②ネオンサイン等の使用禁止かつ光源の点滅禁止	許可の共通基準(P.7参照)及び壁面利用広告、壁面突出広告、庇利用広告、電柱利用広告、バス停留所標識利用広告、消火栓標識利用広告、垣・塀利用広告、置看板・立看板の個別基準に適合していること									
⑧ 案内誘導 広 告	1方向の表示面積	5㎡以下	許可の共通基準(P.7参照)及び壁面利用広告、壁面突出広告、庇利用広告、電柱利用広告、バス停留所標識利用広告、消火栓標識利用広告、垣・塀利用広告、置看板・立看板の個別基準に適合していること									
	その他の基準	①2㎡以下(集合案内誘導広告物を除く) ②集合案内誘導広告物にあっては、1方向の表示面の面積の合計は8㎡以下かつ一つの施設等への案内誘導に係るものの一方の表示面の面積は1㎡以下										
	自己敷地外建植え	数 量	案内しようとする施設等につき5基以下									
	横の長さ	2m以下										
	地上からの高さ	3m以下(市長が特にやむを得ないと認める場合又は集合看板は5m以下)										
	誘導距離	案内誘導しようとする施設から10km以内										
	相互距離	5m以上										
掲出場所	①交通信号機・踏切からの距離5m以上 ②原則、田園沿道区域(P.3参照)は設置禁止	①名称、事業内容、方向、距離等案内誘導のための必要最小限の事項を表示すること ②方向、距離等、誘導に係る表示部分の表示面の面積に対する割合1/4以上 ③ネオンサイン等の使用禁止かつ光源の点滅禁止 ④集合案内誘導広告物は、形状、面積、材料、色彩、意匠等を原則として統一すること										
その他の表示方法	①名称、事業内容、方向、距離等案内誘導のための必要最小限の事項を表示すること ②方向、距離等、誘導に係る表示部分の表示面の面積に対する割合1/4以上 ③ネオンサイン等の使用禁止かつ光源の点滅禁止 ④集合案内誘導広告物は、形状、面積、材料、色彩、意匠等を原則として統一すること											
1方向の表示面積2㎡以下			高さ3m以下	案内誘導に係る表示部分の面積は表示面の面積の1/4以上								

4) 第4種地域(住環境地域・IC周辺地区)

① 自家用広告物

表示面積の合計	20㎡以下(自己の氏名、店名等以外の表示は10㎡以下)
数 量	4枚(基、個)以下
その他の表示方法	①ネオンサイン等の使用禁止(建築物を利用するもので、ネオン管の露出していないもの又はLEDサインを使用しないものを除く) ②光源の点滅禁止
その他の基準	許可の共通基準(P.7参照)及び壁面利用広告、壁面突出広告、庇利用広告、自己敷地内建植え広告(数量)、垣・塀利用広告、アドバルーン、広告旗、置看板・立看板の個別基準に適合していること

②自家用及び非自家用屋外広告物の個別基準

色彩基準	規制色を使用する地色部分の面積は表示面の面積の1/3以下(1枚当たり5㎡未満は除く)	
①屋上利用 広 告	1方向の表示面積	10㎡以下
	広告物の高さ	3m以下、地上から設置箇所までの高さの1/2以下
	地上からの高さ	16m以下(高さ12mを超える建築物で市長が特に認める場合は、建築物の高さに3mを加えた高さ以下)
	掲出場所	①屋上構造物の壁面に限る ②木造建築物は設置禁止
その他の表示方法	①建築物(屋上構造物を除く)の壁面の延長面から突出禁止 ②支柱及び骨組みが露出しないようルーバーなどにより遮蔽すること ③ネオン管の露出しているネオンサイン又はLEDサインの使用禁止かつ光源の点滅禁止	
②壁面利用 広 告	表示面積の合計	①1枚当たり10㎡以下、壁面の1/5以下 (LEDサインを使用する場合は、その表示面積に4を乗じて得た面積が壁面の1/5以下) ②広告幕は長さ15m以下(懸垂幕は12m以下)、幅1.5m以下
	地上からの高さ	12m以下(高さが12mを超える建築物で市長が特に認める場合は、建築物の高さ以下)
	その他の表示方法	①壁面の外郭線からの突出禁止 ②窓・開口部はふさがらないこと(広告幕を除く) ③同一意匠は1壁面に1個(枚)
③壁面突出 広 告	建築物からの出幅	建築物から1.5m以下、道路境界線から1m以下
	地上からの高さ	12m以下(高さが12mを超える建築物で市長が特に認める場合は、建築物の高さ以下)
	道路面からの高さ	4.5m以上(歩道2.5m以上)
	その他の表示方法	<ul style="list-style-type: none"> 壁面上端を超える突出禁止 広告物の表示面以外の面は、金属等で被覆し、露出させないこと 交通信号機から10m以内でネオン管の露出しているネオンサイン又はLEDサインの使用禁止かつ光源の点滅禁止

④庇利用 広 告			表示面積の合計	7㎡以下	
			広告物の高さ	3m以下、地上から設置箇所までの高さの1/3以下	
				その他の表示方法	屋根を超えて突出させないこと
※ 庇利用広告とは、建築物の1階の屋根、軒又は庇に設置する広告物をいいます。					
⑤自己敷地内 建植え広告	1方向の表示面積	7㎡以下		1方向の表示面積7㎡以下	
	数 量	2基以下			
	地上からの高さ	7m以下			
	その他の表示方法	地上からの高さが5mを超える場合は、ネオン管の露出しているネオンサイン又はLEDサインの使用禁止かつ点滅が急速なもの禁止			
⑥自己敷地外建植え広告(野立広告物) 設置禁止					
⑦道標・案内 図板等	1方向の表示面積		道 標	2㎡以下	
			案 内 図 板	6㎡以下	
			説 明 板	4㎡以下	
			そ の 他	6㎡以下	
自己敷地外 建植え	地上からの高さ	3m以下		1方向の表示面積6㎡以下	
	相互距離	5m以上			
	掲出場所	交通信号機・踏切からの距離5m以上			
	その他の表示方法	①寄贈者名等表示部分の表示面の面積に対する割合1/5以下 ②ネオンサイン等の使用禁止かつ光源の点滅禁止			
その他の基準 許可の共通基準(P.7参照)及び壁面利用広告、壁面突出広告、庇利用広告、電柱利用広告、バス停留所標識利用広告、消火栓標識利用広告、垣・塀利用広告、置看板・立看板の個別基準に適合していること					
⑧案内誘導 広 告	1方向の表示面積		5㎡以下		
	その他の基準		許可の共通基準(P.7参照)及び壁面利用広告、壁面突出広告、庇利用広告、電柱利用広告、バス停留所標識利用広告、消火栓標識利用広告、垣・塀利用広告、置看板・立看板の個別基準に適合していること		
	自己敷地外 建植え	1方向の表示面積	①2㎡以下(集合案内誘導広告物を除く) ②集合案内誘導広告物にあっては、1方向の表示面の面積の合計は8㎡以下かつ一つの施設等への案内誘導に係るもの一方の表示面の面積は1㎡以下		
		数 量	案内しようとする施設等につき5基以下		
	地上からの高さ	誘導距離	案内誘導しようとする施設から10km以内		
		相互距離	5m以上		
	掲出場所	①交通信号機・踏切からの距離5m以上 ②原則、田園沿道区域(P.3参照)は設置禁止			
		①名称、事業内容、方向、距離等案内誘導のための必要最小限の事項を表示すること ②方向、距離等、誘導に係る表示部分の表示面の面積に対する割合1/4以上 ③ネオンサイン等の使用禁止かつ光源の点滅禁止 ④集合案内誘導広告は、形状、面積、材料、色彩、意匠等を原則として統一すること			
1方向の表示面積2㎡以下					
案内誘導に係る表示部分の面積は表示面の面積の1/4以上		高さ3m以下			

5) 第5種地域(沿道環境等地域)

① 自家用広告物

表示面積の合計	30㎡以下(自己の氏名、店名等以外の表示は15㎡以下)
数 量	5枚(基、個)以下
その他の表示方法	①ネオン管の露出しているネオンサイン又はLEDサインの使用禁止 ②光源の点滅が急速なものの禁止
その他の基準	許可の共通基準(P.7参照)及び屋上利用広告、壁面利用広告、壁面突出広告、庇利用広告、自己敷地内建植え広告(数量)、垣・塀利用広告、アドバルーン、広告旗、置看板・立看板の個別基準に適合していること

②自家用及び非自家用屋外広告物の個別基準

色彩基準	規制色を使用する地色部分の面積は表示面の面積の1/2以下(1枚当たり7㎡未満は除く)	
①屋上利用 広 告	1方向の表示面積	15㎡以下
	広告物の高さ	3m以下、地上から設置箇所までの高さの1/2以下
	地上からの高さ	1.6m以下(高さ1.2mを超える建築物で市長が特に認める場合は、建築物の高さに3mを加えた高さ以下)
	掲 出 場 所	木造建築物は設置禁止
その他の表示方法	①建築物(屋上構造物を除く)の壁面の延長面から突出禁止 ②支柱及び骨組みが露出しないようルーバーなどにより遮蔽すること ③ネオン管の露出しているネオンサイン又はLEDサインの使用禁止かつ光源の点滅が急速なものの禁止	
②壁面利用 広 告	表示面積の合計	①1枚当たり15㎡以下、壁面の1/5以下 (LEDサインを使用する場合は、その表示面積に4を乗じて得た面積が壁面の1/5以下) ②広告幕は長さ1.5m以下(懸垂幕は1.2m以下)、幅1.5m以下
	地上からの高さ	1.2m以下(高さが1.2mを超える建築物で市長が特に認める場合は、建築物の高さ以下)
	その他の表示方法	①壁面の外郭線からの突出禁止 ②窓・開口部はふさがれないこと(広告幕を除く) ③同一意匠は1壁面に1個(枚)
③壁面突出 広 告	建築物からの出幅	建築物から1.5m以下、道路境界線から1m以下
	地上からの高さ	1.2m以下(高さが1.2mを超える建築物で市長が特に認める場合は、建築物の高さ以下)
	道路面からの高さ	4.5m以上(歩道2.5m以上)
	その他の表示方法	<ul style="list-style-type: none"> 壁面上端を超える突出禁止 広告物の表示面以外の面は、金属等で被覆し、露出させないこと 交通信号機から10m以内でネオン管の露出しているネオンサイン又はLEDサインの使用禁止かつ光源の点滅禁止

④庇利用 広 告			表示面積の合計	10㎡以下	
			広告物の高さ	3m以下、地上から設置箇所までの高さの1/3以下	
				その他の表示方法	屋根を超えて突出させないこと
※ 庇利用広告とは、建築物の1階の屋根、軒又は庇に設置する広告物をいいます。					
⑤自己敷地内 建植え広告	1方向の表示面積	10㎡以下			
	数 量	2基以下			
	地上からの高さ	1.0m以下			
	その他の表示方法	地上からの高さが5mを超える場合は、ネオン管の露出しているネオンサイン又はLEDサインの使用禁止かつ点滅が急速なものの禁止			
⑥自己敷地外建植え広告(野立広告物) 設置禁止					
⑦道標・案内 図板等	1方向の表示面積		道 標	2㎡以下	
			案 内 図 板	6㎡以下	
			説 明 板	4㎡以下	
			そ の 他	6㎡以下	
			◇案内図板 1方向の表示面積 6㎡以下		
自己敷地外 建植え	地上からの高さ	3m以下			
	相互距離	5m以上			
	掲 出 場 所	交通信号機・踏切からの距離5m以上			
	そ の 他	①寄贈者名等表示部分の表示面の面積に対する割合1/5以下 ②ネオンサイン等の使用禁止かつ光源の点滅禁止			
その他の基準 許可の共通基準(P.7参照)及び壁面利用広告、壁面突出広告、庇利用広告、電柱利用広告、バス停留所標識利用広告、消火栓標識利用広告、垣・塀利用広告、置看板・立看板の個別基準に適合していること					
⑧案内誘導 広 告	1方向の表示面積		5㎡以下		
	その他の基準		許可の共通基準(P.7参照)及び壁面利用広告、壁面突出広告、庇利用広告、電柱利用広告、バス停留所標識利用広告、消火栓標識利用広告、垣・塀利用広告、置看板・立看板の個別基準に適合していること		
	自己敷地外 建植え	1方向の表示面積	①2㎡以下(集合案内誘導広告物を除く) ②集合案内誘導広告物にあっては、1方向の表示面の面積の合計は8㎡以下かつ一つの施設等への案内誘導に係るもの一方の表示面の面積は1㎡以下		
		数 量	案内しようとする施設等につき5基以下		
	誘 導 距 離	横 の 長 さ	2m以下		
		地上からの高さ	3m以下(市長が特にやむを得ないと認める場合は又は集合看板は5m以下)		
		誘 導 距 離	案内誘導しようとする施設から10km以内		
	相 互 距 離	相 互 距 離	5m以上		
掲 出 場 所		①交通信号機・踏切からの距離5m以上 ②原則、田園沿道区域(P.3参照)は設置禁止			
そ の 他 表 示 方 法	①名称、事業内容、方向、距離等案内誘導のための必要最小限の事項を表示すること				
	②方向、距離等、誘導に係る表示部分の表示面の面積に対する割合1/4以上				
	③ネオンサイン等の使用禁止かつ光源の点滅禁止				
	④集合案内誘導広告は、形状、面積、材料、色彩、意匠等を原則として統一すること				

6) 第6種地域(田園環境地域)

① 自家用広告物

表示面積の合計	30㎡以下(自己の氏名、店名等以外の表示は15㎡以下)
数 量	5枚(基、個)以下
その他の表示方法	①ネオン管の露出しているネオンサイン又はLEDサインの使用禁止 ②光源の点滅が急速なものの禁止
その他の基準	許可の共通基準(P.7参照)及び屋上利用広告、壁面利用広告、壁面突出広告、庇利用広告、自己敷地内建植え広告(数量)、垣・塀利用広告、アドバルーン、広告旗、置看板・立看板の個別基準に適合していること

②自家用及び非自家用屋外広告物の個別基準

色彩基準	規制色を使用する地色部分の面積は表示面の面積の1/2以下(1枚当たり7㎡未満は除く)	
①屋上利用 広 告	1方向の表示面積	20㎡以下
	広告物の高さ	3m以下、地上から設置箇所までの高さの1/2以下
	地上からの高さ	1.6m以下(高さ1.2mを超える建築物で市長が特に認める場合は、建築物の高さに3mを加えた高さ以下)
	掲 出 場 所	木造建築物は設置禁止
その他の表示方法	①建築物(屋上構造物を除く)の壁面の延長面から突出禁止 ②支柱及び骨組みが露出しないようルーバーなどにより遮蔽すること ③ネオン管の露出しているネオンサイン又はLEDサインの使用禁止かつ光源の点滅が急速なものの禁止	
②壁面利用 広 告	表示面積の合計	①1枚当たり20㎡以下、壁面の1/5以下 (LEDサインを使用する場合は、その表示面積に4を乗じて得た面積が壁面の1/5以下) ②広告幕は長さ1.5m以下(懸垂幕は1.2m以下)、幅1.5m以下
	地上からの高さ	1.2m以下(高さが1.2mを超える建築物で市長が特に認める場合は、建築物の高さ以下)
	その他の表示方法	①壁面の外郭線からの突出禁止 ②窓・開口部はふさがないこと(広告幕を除く) ③同一意匠は1壁面に1個(枚)
③壁面突出 広 告	建築物からの出幅	建築物から1.5m以下、道路境界線から1m以下
	地上からの高さ	1.2m以下(高さが1.2mを超える建築物で市長が特に認める場合は、建築物の高さ以下)
	道路面からの高さ	4.5m以上(歩道2.5m以上)
	その他の表示方法	<ul style="list-style-type: none"> 壁面上端を超える突出禁止 広告物の表示面以外の面は、金属等で被覆し、露出させないこと 交通信号機から10m以内でネオン管の露出しているネオンサイン又はLEDサインの使用禁止かつ光源の点滅禁止

④庇利用 広 告			表示面積の合計	15㎡以下				
			広告物の高さ	3m以下、地上から設置箇所までの高さの1/3以下				
				その他の表示方法	屋根を超えて突出させないこと			
⑤自己敷地内 建植え広告	1方向の表示面積	10㎡以下						
	数 量	2基以下						
	地上からの高さ	10m以下						
	その他の表示方法	地上からの高さが5mを超える場合は、ネオン管の露出しているネオンサイン又はLEDサインの使用禁止かつ点滅が急速なものの禁止						
⑥自己敷地外建植え広告(野立広告物)		設置禁止						
⑦道標・案内 図板等	1方向の表示面積		道 標	2㎡以下				
			案 内 図 板	6㎡以下				
			説 明 板	4㎡以下				
			そ の 他	6㎡以下				
自己敷地外 建植え	地上からの高さ	3m以下		◇案内図板 1方向の表示面積6㎡以下				
	相互距離	5m以上						
	掲 出 場 所	交通信号機・踏切からの距離5m以上						
	そ の 他	①寄贈者名等表示部分の表示面の面積に対する割合1/5以下 ②ネオンサイン等の使用禁止かつ光源の点滅禁止						
その他の基準		許可の共通基準(P.7参照)及び壁面利用広告、壁面突出広告、庇利用広告、電柱利用広告、バス停留所標識利用広告、消火栓標識利用広告、垣・塀利用広告、置看板・立看板の個別基準に適合していること						
⑧案内誘導 広 告	1方向の表示面積	5㎡以下						
	その他の基準					許可の共通基準(P.7参照)及び壁面利用広告、壁面突出広告、庇利用広告、電柱利用広告、バス停留所標識利用広告、消火栓標識利用広告、垣・塀利用広告、置看板・立看板の個別基準に適合していること		
	1方向の表示面積	①2㎡以下(集合案内誘導広告物を除く) ②集合案内誘導広告物にあっては、1方向の表示面の面積の合計は8㎡以下かつ一つの施設等への案内誘導に係るものの一方の表示面の面積は1㎡以下						
	数 量	案内しようとする施設等につき5基以下						
	横 の 長 さ	2m以下						
	地上からの高さ	3m以下(市長が特にやむを得ないと認める場合又は集合看板は5m以下)						
	誘 導 距 離	案内誘導しようとする施設から10km以内						
	相 互 距 離	5m以上						
掲 出 場 所	①交通信号機・踏切からの距離5m以上 ②原則、田園沿道区域(P.3参照)は設置禁止							
そ の 他 表 示 方 法	①名称、事業内容、方向、距離等案内誘導のための必要最小限の事項を表示すること ②方向、距離等、誘導に係る表示部分の表示面の面積に対する割合1/4以上 ③ネオンサイン等の使用禁止かつ光源の点滅禁止 ④集合案内誘導広告は、形状、面積、材料、色彩、意匠等を原則として統一すること							
1方向の表示面積2㎡以下								
案内誘導に係る表示部分の面積は表示面の面積の1/4以上								

7) 第7種地域(市街地)

① 自家用広告物

その他の表示方法	ネオンサイン等の使用禁止（建築物を利用するもので、LEDサインを使用しないものを除く）
その他の基準	許可の共通基準（P.7参照）及び屋上利用広告、壁面利用広告、壁面突出広告、庇利用広告、自己敷地内建植え広告（数量）、垣・塀利用広告、アドバルーン、広告旗、置看板・立看板の個別基準に適合していること

② 自家用及び非自家用屋外広告物の個別基準

色彩基準	規制色を使用する地色部分の面積は表示面の面積の1/2以下（1枚当たり15㎡未満は除く）	
① 屋上利用広告	1方向の表示面積	30㎡以下
	広告物の高さ	4m以下、地上から設置箇所までの高さの1/2以下
	地上からの高さ	16m以下（高さ12mを超える建築物で市長が特に認める場合は、建築物の高さに3mを加えた高さ以下）
	掲出場所	木造建築物は設置禁止
その他の表示方法	①建築物（屋上構造物を除く）の壁面の延長面から突出禁止 ②支柱及び骨組みが露出しないようルーバーなどにより遮蔽すること ③ネオン管の露出しているネオンサイン又はLEDサインの使用禁止かつ光源の点滅が急速なものの禁止	
② 壁面利用広告	表示面積の合計	①1枚当たり30㎡以下、壁面の1/5以下（LEDサインを使用する場合は、その表示面積に4を乗じて得た面積が壁面の1/5以下） ②広告幕は長さ15m以下（懸垂幕は12m以下）、幅1.5m以下
	地上からの高さ	12m以下（高さが12mを超える建築物で市長が特に認める場合は、建築物の高さ以下）
	その他の表示方法	①壁面の外郭線からの突出禁止 ②窓・開口部はふさがれないこと（広告幕を除く） ③同一意匠は1壁面に1個（枚）
③ 壁面突出広告	建築物からの出幅	建築物から1.5m以下、道路境界線から1m以下
	地上からの高さ	12m以下（高さが12mを超える建築物で市長が特に認める場合は、建築物の高さ以下）
	道路面からの高さ	4.5m以上（歩道2.5m以上）
	その他の表示方法	・壁面上端を超える突出禁止 ・広告物の表示面以外の面は、金属等で被覆し、露出させないこと ・交通信号機から10m以内でネオン管の露出しているネオンサイン又はLEDサインの使用禁止かつ光源の点滅禁止

④ 庇利用広告			表示面積の合計 15㎡以下 広告物の高さ 3m以下、地上から設置箇所までの高さの1/3以下 その他表示方法 屋根を超えて突出させないこと
	※ 庇利用広告とは、建築物の1階の屋根、軒又は庇に設置する広告物をいいます。		
⑤ 自己敷地内建植え広告	1方向の表示面積	20㎡以下、表示面積の合計50㎡以下	
	数量	2基以下	
	地上からの高さ	10m以下	
	その他の表示方法	地上からの高さが5mを超える場合は、ネオン管の露出しているネオンサイン又はLEDサインの使用禁止かつ点滅が急速なものの禁止	
⑥ 自己敷地外建植え広告（野立広告物）	1方向の表示面積	10㎡以下、表示面積の合計20㎡以下	
	地上からの高さ	5m以下	
	相互距離	5m以上	
	掲出場所	交通信号機・踏切からの距離5m以上	
⑦ 道標・案内図板等	1方向の表示面積	10㎡以下、標示面の合計20㎡以下	◇案内図板 1方向の表示面積10㎡以下
	自己敷地外建植え	地上からの高さ 5m以下	
	相互距離	5m以上	
	掲出場所	交通信号機・踏切からの距離5m以上	
⑧ 案内誘導広告	1方向の表示面積	10㎡以下、表示面積の合計20㎡以下	許可の共通基準（P.7参照）及び壁面利用広告、壁面突出広告、庇利用広告、電柱利用広告、バス停留所標識利用広告、消火栓標識利用広告、垣・塀利用広告、置看板・立看板の個別基準に適合していること
	その他の基準	許可の共通基準（P.7参照）及び壁面利用広告、壁面突出広告、庇利用広告、電柱利用広告、バス停留所標識利用広告、消火栓標識利用広告、垣・塀利用広告、置看板・立看板の個別基準に適合していること	
	自己敷地外建植え	数量 案内しようとする施設等につき5基以下 地上からの高さ 5m以下 誘導距離 案内誘導しようとする施設から10km以内 相互距離 5m以上 掲出場所 ①交通信号機・踏切からの距離5m以上 ②原則、田園沿道区域（P.3参照）は設置禁止 その他表示方法 ①名称、事業内容、方向、距離等案内誘導のための必要最小限の事項を表示すること ②方向、距離等、誘導に係る表示部分の表示面の面積に対する割合1/4以上 ③ネオンサイン等の使用禁止かつ光源の点滅禁止 ④集合案内誘導広告物は、形状、面積、材料、色彩、意匠等を原則として統一すること	
	1方向の表示面積	10㎡以下	